

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 二 十 九 年 九 月 二 十 七 日

目 次

監査委員告示

○定期監査の結果に関する報告の公表

(監 査 委 員)

ページ
一

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十九年八月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十九年九月二十七日

岐阜県監査委員	篠 田 徹
岐阜県監査委員	松 岡 正 人
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

第1 監査実施機関数

	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	検討事項	
知事直轄	1	0	0	0	0	0
総務部	4	0	2	3	0	2
清流の国推進部	2	1	0	1	0	0
危機管理部	—	—	—	—	—	—
環境生活部	9	6	4	11	7	4
健康福祉部	20	7	6	16	7	8
商工労働部	17	3	5	9	4	5
農政部	2	1	0	2	2	0
林政部	2	1	1	3	2	1
県士整備部	7	0	1	1	0	1
都市建設部	5	0	1	1	0	1
県事務所	—	—	—	—	—	—
教育委員会	8	2	2	4	2	2
警察本部	37	10	4	14	10	4
その他	4	0	0	0	0	0
合計	118	31	26	65	35	28

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・指導事項 是正又は改善を求める事項
 - ・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」及び「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。
- 「—」は、当月監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、51 機関において、35 件の指摘事項及び28 件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。また、本庁の所管課2 機関において、2 件の検討事項が認められたので、対象機関に対し必要な検討などの措置を講じるよう求めた。

1 知事直轄（1 機関）

実施機関名	実施年月日
秘書課	平成 29 年 8 月 28 日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

2 総務部（4 機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
人事課	平成 29 年 8 月 30 日	職員厚生課	平成 29 年 8 月 30 日

県庁舎建設課	平成 29 年 8 月 28 日	情報企画課	平成 29 年 8 月 28 日
--------	------------------	-------	------------------

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
人事課	指導事項	夜間勤務手当の支給事務において、週休日の振替により、正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していなかったことにより、1 件 550 円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
職員厚生課	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、週休日に勤務命令により勤務した時間について、勤務時間の割振り変更を行っていないにもかかわらず、これを行ったとして時間外勤務手当を支給していたことにより、時間外勤務手当 1 件 22,880 円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機 関 名	区 分	内 容
人事課	検討事項	時間外勤務手当等の支給事務において、支給対象時間、支給割合又は週休日の振替等の誤りなど、定期監査で指摘事項及び指導事項の対象とした事実が多く所属で見受けられた。 時間外勤務手当等の支給については、「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」等に基づいた適正処理を各所属に周知徹底するとともに、各所属において確実に実施されるよう対策を講じられたい。

3 清流の国推進部（2 機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
清流の国づくり政策課	平成 29 年 8 月 8 日	市町村課	平成 29 年 8 月 2 日

【監査の結果】
次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
市町村課	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、1 週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1 件 8,259 円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

4 環境生活部（9機関）			
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
環境生活政策課	平成 29 年 8 月 8 日	県民生活課	平成 29 年 8 月 7 日
私学振興・青少年課	平成 29 年 8 月 7 日	人権施策推進課	平成 29 年 8 月 7 日
統計課	平成 29 年 8 月 28 日	文化創造課	平成 29 年 8 月 2 日
文化伝承課	平成 29 年 8 月 2 日	現代陶芸美術館	平成 29 年 8 月 28 日
博物館	平成 29 年 8 月 28 日		

【監査の結果】 次のとおり指摘又は指導する事項があった。		
機 関 名	区 分	内 容
環境生活政策課	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、週休日に勤務命令により勤務し、別の勤務日に週休日の振替を行った場合、週休日だった日は勤務日として時間外勤務手当の支給割合を適用すべきところ、週休日の支給割合を適用していたことにより、1件68円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	旅費の支出事務において、職務専念義務免除届を提出して従事しなければならぬ業務に係る旅行に対しては旅費を支給できないにもかかわらず、旅費1件703円を支給していたものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、週休日に勤務命令により勤務した時間について、勤務時間の割振り変更を行っていないにもかかわらず、これを行ったとして時間外勤務手当を支給していたことにより、2件23,628円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
人権施策推進課	指導事項	夜間勤務手当の支給事務において、週休日の振替等により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していなかったことにより、2件1,313円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
統計課	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給しているものがあったので、今後は適正に処理されたい。
文化創造課	指摘事項	物品の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正な物品管理を徹底し、再発防止に努められたい。 1 ぎふ清流文化プラザ等に所在していたプロジェクターなど20件（取得価格計1,359,016円）を亡失していた。

文化伝承課	指摘事項	2 売払いした物品について物品処分等調査が作成されておらず、物品一覧表から除却されていないかった。 3 平成28年度の現物実査において、出納員が一部の物品につき実査担当者及び現場補助者を指定していなかった。
	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務等において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件3,444円が過払となっていた。 2 時間外勤務手当の対象となる勤務時間数の計算を誤ったことにより、7時間45分の時間外勤務代休時間指定はできないにもかかわらず、これを行っていた。
	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、4件9,138円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
現代陶芸美術館	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件4,010円が過払となっていた。 2 週休日に勤務命令により勤務した7時間45分について、別の勤務日に4時間の勤務時間の割振り変更を行った。この場合は、4時間を除く3時間45分について時間外勤務手当を支給すべきところ、これを支給していなかったことにより、1件11,454円が支払不足となっていた。
博物館	指摘事項	公務中に車両及び果有施設を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料353,376円が支払われていたのに、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。 特別展「東海地方の円空仏」出品資料輸送及び展示業務の委託において、業務委託は録事に基つき、作業時までに従事スタッフの氏名・資格等を提出させるべきところ、これを書面にて行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。

5 健康福祉部（20機関）			
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
健康福祉政策課	平成 29 年 8 月 28 日	医療整備課	平成 29 年 8 月 3 日

医療福祉連携推進課	平成 29 年 8 月 10 日	保健医療課	平成 29 年 8 月 3 日
生活衛生課	平成 29 年 8 月 4 日	業務水道課	平成 29 年 8 月 28 日
地域福祉課	平成 29 年 8 月 4 日	高齢福祉課	平成 29 年 8 月 9 日
障害福祉課	平成 29 年 8 月 9 日	女性の活躍推進課	平成 29 年 8 月 24 日
子育て支援課	平成 29 年 8 月 24 日	子ども家庭課	平成 29 年 8 月 24 日
岐阜保健所	平成 29 年 8 月 28 日	岐阜保健所本巣・山県センター	平成 29 年 8 月 28 日
西濃保健所	平成 29 年 8 月 28 日	西濃保健所 揖斐センター	平成 29 年 8 月 28 日
関保健所	平成 29 年 8 月 28 日	関保健所郡上センター	平成 29 年 8 月 28 日
可茂保健所	平成 29 年 8 月 28 日	保健環境研究所	平成 29 年 8 月 28 日

【監査の結果】 次のとおり指摘又は指導する事項があった。			
機 関 名	区 分	内 容	
健康福祉政策課	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 1 週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを越えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1 件2,608円が過払となっていた。 2 休休日の振替等により、正規の勤務時間として午後10 時から翌日の午前5 時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していなかったことにより、1 件2,608 円が支払不足となっていた。	
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1 件の毀損事故について、修繕料73,440円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	
医療整備課	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、週休日に勤務命令により勤務し、別の勤務日に週休日の振替を行った場合、勤務日だった日は週休日として時間外勤務手当の支給割合を適用すべきところ、勤務日の支給割合を適用していたことにより、1 件15,304円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	
	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、1 週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを越えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1 件2,148円が過払となっていたので、速やかに措置すると	
医療福祉連携推進課	指導事項		

保健医療課	指導事項	ともに、今後は適正に処理されたい。 南飛騨健康増進センター管理道路の草刈作業により走行車両を損傷させた1 件の毀損事故について、損害賠償金69,163円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	時間外勤務等命令簿について、命令権者の印及び捺印が押印されていない時期があったので、今後は適正に処理されたい。
生活衛生課	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 1 週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを越えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1 件2,500円が過払となっていた。 2 休休日の振替により、正規の勤務時間として午後10 時から翌日の午前5 時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していなかったことにより、2 件2,417円が支払不足となっていた。
地域福祉課	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、1 週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを越えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、2 件6,560円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
高齢福祉課	指導事項	夜間勤務手当の支給事務において、週休日の振替により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していなかったことにより、1 件480円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
岐阜保健所	指導事項	公務中の2 件の交通事故について、損害賠償金として280,800円の費用負担が発生し、また、修繕料213,479円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1 件の毀損事故について、修繕料71,280円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、週休日に勤務命令により勤務し、別の勤務日に週休日の振替を行った場合、勤務日だった日は週休日として時間外勤務手当の支給割合を適用すべきところ、勤務日の支給割合を適用していたことにより、1 件1,947円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
西濃保健所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1 件の毀損事故（修繕料相当額73,440円）が発生していたため、職員

関係健所	指導事項	の毀損事故防止について一層の徹底を図らねたい。
保健環境研究所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料73,440円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らねたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料71,280円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らねたい。
	指導事項	また、当該事故について、直ちにその事実を報告書により、知事及び会計管理者に報告していただかねたい。速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機 関 名	区 分	内 容
障害福祉課	検討事項	岐阜県障がい者差別解消支援センターの運営委託に係る契約事務において、県の委託料を原資として委託先が購入したパソコン(1台84,000円)などの備品等について、所有権の帰属を明確にしていない。
		当該事業は将来、廃止、委託先の変更、委託契約の解除などの事由により終了する場合が考えられるため、使用価値及び残存価値を有する備品等について、契約終了後に委託先が利得を受ける可能性がある。
		したがって、県に所有権を帰属させることができる旨の条項を設けること等、必要な措置を講じられたい。

6 商工労働部 (17 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
商工政策課	平成 29 年 8 月 28 日	商業・金融課	平成 29 年 8 月 3 日
労働雇用課	平成 29 年 8 月 9 日	産業人材課	平成 29 年 8 月 9 日
企業誘致課	平成 29 年 8 月 3 日	産業技術課	平成 29 年 8 月 4 日
新産業・エネルギー振興課	平成 29 年 8 月 23 日	航空宇宙産業課	平成 29 年 8 月 23 日
地域産業課	平成 29 年 8 月 4 日	岐阜地域産業労働室	平成 29 年 8 月 26 日
観光企画課	平成 29 年 8 月 10 日	海外戦略推進課	平成 29 年 8 月 10 日
国際たくみアカデミー	平成 29 年 8 月 28 日	工業技術研究所	平成 29 年 8 月 28 日
産業技術センター	平成 29 年 8 月 28 日	情報技術研究所	平成 29 年 8 月 28 日
旅券センター	平成 29 年 8 月 28 日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
労働雇用課	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、週休日に勤務命令により勤務し、別の勤務日に週休日の振替を行った場合、勤務日だった日は週休日として時間外勤務手当の支給割合を適用すべきところ、勤務日の支給割合を適用していたことにより、1件14,170円が支払不足となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
新産業・エネルギー振興課	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件4,070円が過払となっていた。 2 週休日の振替により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していなかったことにより、1件508円が支払不足となっていた。
岐阜地域産業労働室	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料157,680円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らねたい。
観光企画課	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給していたことにより、休日勤務手当1件2,961円が過払、時間外勤務手当1件4,606円が支払不足となっていた。 2 週休日に勤務命令により勤務した時間について、勤務時間の割振り変更を行っていないにもかかわらず、これを行ったとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件10,098円が支払不足となっていた。
海外戦略推進課	指導事項	旅費の支出事務において、旅客施設使用料を重複して支給したこと及び行程にない空港の旅客施設使用料を支給したことにより、1件1,180円が過払となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、週休日の出張先での移動時間の計算を誤ったことにより、4件9,633円が過払となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
国際たくみアカデミー	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料75,600円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らねたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料71,280円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らねたい。

産業技術センター	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えた勤務時間に対して時間外勤務手当を支給すべきところ、これを支給していなかったことにより、2件5,091円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
----------	------	--

7 農政部（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
農業大学校	平成 29 年 8 月 28 日	国際園芸アカデミー	平成 29 年 8 月 28 日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
農業大学校	指導事項	物品の管理事務において、工事請負契約により取得した物品の登録が行われていないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 勤務時間数の計算を誤ったことにより、3,281円が過払となっていた。 2 1週間の所定労働時間を超えた勤務時間に対して、時間外勤務手当を支給すべきところ、これを支給していなかったことにより、1件2,624円が支払不足となっていた。

8 林政部（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
森林研究所	平成 29 年 8 月 28 日	森林文化アカデミー	平成 29 年 8 月 28 日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
森林研究所	指導事項	開放試験機器の利用に係る収入事務において、利用期間終了後に行うべき調定（1件185,460円）が1か月以上遅延していたので、今後は速やかに処理されたい。
	指導事項	国立大学法人との共同研究委託に係る検査事務において、契約の属する年度の末日までに検査を行っていないので、今後は適正に処理されたい。
森林文化アカデミー	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 週休日の振替により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給をしていなかったことによ

		り、1件2,525円が支払不足となっていた。 2 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、2件4,511円が過払となっていた。 3 週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更は、1日（7時間45分）又は4時間の勤務時間の単位で行うべきところ、4時間未満の勤務時間に対して行われていた。
--	--	---

9 県土整備部（7機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
建設政策課	平成 29 年 8 月 29 日	技術検査課	平成 29 年 8 月 23 日
道路建設課	平成 29 年 8 月 25 日	道路維持課	平成 29 年 8 月 25 日
河川課	平成 29 年 8 月 23 日	砂防課	平成 29 年 8 月 10 日
犀川管理事務所	平成 29 年 8 月 23 日		

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
技術検査課	指導事項	物品の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 工事情報保管システム構築・運用保守業務委託において、ノートパソコンを貸し付けた委託業者から借受書を徴していなかった。 2 物品登録内容変更書により貸付けに係る事項を記録していなかった。

10 都市建設部（5機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
都市政策課	平成 29 年 8 月 8 日	都市整備課	平成 29 年 8 月 7 日
下水道課	平成 29 年 8 月 28 日	公共建築課	平成 29 年 8 月 28 日
水資源課	平成 29 年 8 月 28 日		

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
下水道課	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、週休日の振替を指定された日に勤務したにもかかわらず、時間外勤務手

	当を支給していなかったことにより、1件10,954円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
--	--

11 教育委員会（8機関）			
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
教育総務課	平成 29 年 8 月 8 日	教育財務課	平成 29 年 8 月 2 日
教職員課	平成 29 年 8 月 28 日	教育研修課	平成 29 年 8 月 28 日
岐阜工業高等学校	平成 29 年 8 月 28 日	多治見工業高等学校	平成 29 年 8 月 28 日
土岐商業高等学校	平成 29 年 8 月 28 日	中津川工業高等学校	平成 29 年 8 月 28 日

【監査の結果】 次のとおり指摘又は指導する事項があった。		
機 関 名	区 分	内 容
教育研修課	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に措置されたい。 1 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、2件10,944円が過払となっていた。 2 休休日に勤務命令により勤務し、別の勤務日に休休日の振替を行った場合、勤務日だった日は休休日として時間外勤務手当の支給割合を適用すべきところ、勤務日の支給割合を適用していたことにより、1件14,170円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
岐阜工業高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料82,512円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
多治見工業高等学校	指摘事項	物品の管理事務において、事務用印刷機など43件（取得価格計7,121,657円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
土岐商業高等学校	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 勤務時間数の計算を誤ったことにより、1件4,405円が支払不足となっていた。 2 休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給しているものがあった。

12 警察本部（37機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
総務課	平成 29 年 8 月 29 日	広報県民課	平成 29 年 8 月 29 日
会計課	平成 29 年 8 月 29 日	装備施設課	平成 29 年 8 月 29 日
情報管理課	平成 29 年 8 月 29 日	警務課	平成 29 年 8 月 31 日
教養課	平成 29 年 8 月 31 日	厚生課	平成 29 年 8 月 31 日
監察課	平成 29 年 8 月 31 日	留置管理課	平成 29 年 8 月 31 日
生活安全総務課	平成 29 年 8 月 30 日	少年課	平成 29 年 8 月 30 日
生活環境課	平成 29 年 8 月 30 日	地域課	平成 29 年 8 月 30 日
通信指令課	平成 29 年 8 月 30 日	自動車警ら隊	平成 29 年 8 月 30 日
刑事総務課	平成 29 年 8 月 31 日	捜査第一課	平成 29 年 8 月 31 日
捜査第二課	平成 29 年 8 月 31 日	捜査第三課	平成 29 年 8 月 31 日
組織犯罪対策課	平成 29 年 8 月 31 日	国際捜査課	平成 29 年 8 月 31 日
鑑識課	平成 29 年 8 月 31 日	科学捜査研究所	平成 29 年 8 月 31 日
機動捜査隊	平成 29 年 8 月 31 日	交通企画課	平成 29 年 8 月 31 日
交通指導課	平成 29 年 8 月 31 日	交通規制課	平成 29 年 8 月 31 日
運転免許課	平成 29 年 8 月 31 日	交通機動隊	平成 29 年 8 月 31 日
高速道路交通警察隊	平成 29 年 8 月 31 日	警備総務課	平成 29 年 8 月 30 日
警備第一課	平成 29 年 8 月 30 日	警備第二課	平成 29 年 8 月 30 日
機動隊	平成 29 年 8 月 30 日	警察学校	平成 29 年 8 月 31 日
多治見警察署	平成 29 年 8 月 28 日		

【監査の結果】 次のとおり指摘又は指導する事項があった。		
機 関 名	区 分	内 容
会計課	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間数の計算を誤ったことにより、1件3,623円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は

情報管理課	指摘事項	適正に処理したい。
生活安全総務課	指摘事項	不用物品の売払いに係る契約事務において、売却業者から請書を提出させていなかったため、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として135,543円の費用負担が発生し、また、修繕料221,194円(うち相手方負担分198,074円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
生活環境課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料18,360円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
自動車警ら隊	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として107,694円の費用負担が発生し、また、修繕料37,908円(うち相手方負担分3,790円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
刑事総務課	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として159,700円の費用負担が発生していたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
捜査第二課	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として90,982円の費用負担が発生し、また、修繕料195,663円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
捜査第三課	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として106,877円の費用が発生し、また、公用車を毀損(修繕料相当額27,000円)していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
国際捜査課	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として38,880円の費用負担が発生し、また、修繕料194,400円(うち相手方負担分38,880円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
交通機動隊	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件1,952円が過払となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
高速道路警察隊	指摘事項	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 休日に勤務命令により勤務した時間について、勤務時間数の計算を誤ったことにより、休日勤務手当1件7,435円が過払となっていた。 2 時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給していたことにより、時間外勤務手当1件3,717円が支払不足となっていた。
警備第二課	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として746,787円の費用負担が発生し、また、公用車が廃車(評価額300,000円)となっていたため、職員の交通事故防止

多治見警察署	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として1,028,360円の費用負担が発生し、また、修繕料302,701円(うち相手方負担金18,258円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料91,584円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

13 その他(4機関)			
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
出納事務局	平成29年8月29日	選挙管理委員会事務局	平成29年8月2日
人事委員会事務局	平成29年8月28日	監査委員事務局	平成29年8月28日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

平成二十九年九月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ぶりとびあ三十一
岐阜文芸社